

1 事業の背景と目的

情報通信業においては、年間総実労働時間が1,963時間（全産業平均1,741時間）、所定外労働時間が225時間（全産業平均132時間）と高水準であり、また、長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害の労災補償の支給決定においても情報通信業は多い業種である。また、国会審議においてもIT業界で働く労働者の長時間労働が問題視されるなど、その対策が求められている。

このような状況の中、日本再興戦略改定2015（平成27年6月30日閣議決定）において長時間労働抑制策を進めることが求められ、過労死等防止対策推進法に基づき策定された「過労死の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）においても、長時間労働の削減など官民を挙げて過労死等の防止のための対策を推進するとされているところである。

さらに、一定日数の年次有給休暇の確実な取得等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」が第189回通常国会に提出されたところであり（第190回通常国会で継続審議）、成立した場合には、着実な施行と共に、労使一体となった働き方・休み方の見直しに向けたさらなる取組が重要となる。

一方で、IT産業を取り巻く環境を見ると、あらゆるモノがインターネットでつながるIoT（Internet of Things）時代、SMACやAIなど先進的IT環境を背景に新たなビジネスが次々と創り出されるデジタルビジネス革命の時代が到来している。「ソフトウェアがすべての産業の基盤（Software Defined Everything）」となった今、IT産業にはすべての産業が世界で戦えるようにリードしていく使命があり、「システム受託産業」から「価値創造産業」へ大きく生まれ変わることが求められている。

IT企業が従来が発想に囚われることなくイノベーションを先導していくためには、新しい技術を習得するとともに、IT活用による新しいビジネスモデルの提案力・共創力を高めることが必要であるが、このようなスキルアップは時間的な「ゆとり」がなければ困難である、また、これらを支える優秀な人材を獲得するためにはIT業界が「魅力ある産業」とならなくてはならない。このようにIT産業ひいては我が国の発展にとって、長時間労働の削減を含めた働き方改革の推進は、欠くことの出来ない取組である。

このような認識のもと、IT業界の長時間労働対策事業を実施した。